

○ごみ処理施設使用に関する条例施行規則

制定	平成4年10月1日	規則第3号
改正	平成13年2月1日	規則第2号
	平成18年3月31日	規則第2号
	平成19年3月29日	規則第11号
	平成20年3月6日	規則第1号
	平成20年4月1日	規則第3号
	平成22年3月1日	規則第1号
	平成24年3月30日	規則第9号

ごみ処理施設使用に関する条例施行規則（昭和47年組合規則第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、ごみ処理施設使用に関する条例（昭和47年組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（承認申込等）

第2条 条例第1条に規定する承認を受けようとするときは、臨時搬入者（臨時にごみを搬入する者をいう。以下同じ。）にあつては搬入の都度、許可業者（豊中市又は伊丹市において一般廃棄物処理業の承認を受けている者をいう。以下同じ。）及び事業所等搬入者（ごみ処理施設にごみを搬入する者で、継続して施設を使用するものをいう。以下同じ。）にあつてはあらかじめ、所定の申込書により、それぞれ管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は前項の申込みがあつた場合において、ごみ処理施設（以下「施設」という。）の使用を承認したときは、所定の承認書を交付する。

3 前項の承認書の交付を受けた許可業者及び事業所等搬入者は、第1項の申込書の記載事項に変更があつたときは、管理者に届け出なければならない。

（有効期限及び承認条件）

第3条 前条の規定による許可業者又は事業所等搬入者に対する使用承認の有効期限は、承認を受けた日の属する年度の末日までとし、管理者は、当該承認について必要な条件を付すものとする。

（搬入することができない廃棄物）

第4条 次に掲げる廃棄物は、施設に搬入することはできない。ただし、管理者がやむを得ないと認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 豊中市又は伊丹市（以下「組合市」という。）の市域外から排出されたものの
- (2) 別表第1に示す適正処理困難物指定品目に該当するもの
- (3) 著しい悪臭を発するもの
- (4) 感染性病原体を含み、又はそのおそれのあるもの

(5) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物

(個別基準)

第5条 施設を使用する者は、搬入するごみを、別表第2の個別基準に適合させなければならない。

(搬入時間)

第6条 ごみの搬入時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

区 分	搬 入 時 間	
臨時搬入者 事業所等搬入者	月曜日から 金曜日まで	午後2時から 午後4時30分まで
	土曜日	午前10時から 午後4時まで (ただし、午後0時から午後0時45分までを除く。)
許可業者	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 午後4時30分まで (ただし、午後0時30分から午後0時45分までを除く。)
	土曜日	午前9時から 午後4時まで (ただし、午後0時から午後0時45分までを除く。)
備考 12月29日から翌年1月3日までを除く。		

(遵守事項)

第7条 施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表第2に規定する可燃ごみとこれ以外のごみを混載して搬入しないこと。
- (2) 搬入車両には、過度にごみを積載しないこと。
- (3) 許可業者及び事業所等搬入者は、管理者が実施する講習を受け、搬入業務に従事するものに当該講習を受けさせること。
- (4) その他管理者の指示に従うこと。

(ごみの数量の認定)

第8条 条例第2条第4項の規定により徴収する使用料の算定の基礎となるごみの数量は、搬入の都度組合において計量し、認定する。ただし、一般家庭から臨時に排出されたごみを組合市が収集し、搬入した場合におけるごみの数量は、当該組合市において認定する。

(使用料の徴収方法)

第9条 条例第2条第5項の規定による施設の使用料の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 臨時搬入者 搬入の都度徴収する。
- (2) 許可業者 1箇月分をとりまとめてその翌月に徴収する。
- (3) 事業所等搬入者 搬入の都度徴収し、又は1箇月分をとりまとめてその翌月に徴収する。
- (4) 組合市 当該組合市から1箇月分又は年度分をとりまとめて徴収する。

2 前項の使用料の徴収は、納入通知書を発して行うものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第3条に基づく施設の使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害等であり災証明のあるごみを搬入するとき 免除
- (2) その他管理者が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度管理者の定める割合の減額

2 前項に掲げる施設の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申込書を提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 施設を使用する者は、その責めに帰すべき事由により施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(申込書等の様式)

第12条 この規則による申込書、承認書等の様式は、管理者が別に定める。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 施設の使用許可及びこれに伴う許可書の交付その他この規則による改正前のごみ処理施設使用に関する条例施行規則に基づいてなされた行為は、この規則による改正後のごみ処理施設使用に関する条例施行規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成13年2月1日規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月6日規則第1号)

ごみ処理施設使用に関する条例施行規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第3号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1

適正処理困難物指定品目

種 別	品 目
爆発，火災等施設に支障を及ぼす危険のあるもの	①プロパンガスボンベ②高圧ガスボンベ③消火器④塗料，石油類，廃油⑤火薬類⑥農薬，薬品類⑦劇薬，毒物⑧PCB，アスベスト製品⑨木の幹，伐根（直径30
環境汚染，作業安全上に支障を及ぼす危険のあるもの	cm以上，長さ3m以上）⑩繊維強化プラスチック（FRP）でできた浴槽⑪金庫，温水ボイラー⑫ピアノ⑬オートバイ⑭金属製のバーベル・ダンベル⑮角度・高さが調整できる機能を持った福祉用具⑯業務に用いら
粗大，強じんなため処理不能なもの	れたロッカー，机，その他什器⑰建築廃材（新，増改築に伴う廃材，塗料缶，残土，がれき類）⑱自動車部品（大型タイヤ，特殊タイヤ，同バッテリーを含む。）⑲農耕機具類⑳自動販売機，冷凍ショーケース類
産業廃棄物の範ちゅうに入るもの	

別表第2

個 別 基 準

区 分		基 準
可燃ごみ	厨 芥 類	棒状のものは太さ15cm以内、長さ0.5m以内のもの 箱状のものは3辺合計2m以内、1辺1m以内でつぶされたもの テープ状のものは長さ0.5m以内のもの
	紙 類	
	木 類	
	織 維 類 プラスチック類	
不燃ごみ	金 属 類	寸法が縦0.9m、横0.6m、長さ2.2m以内のもの ただし、鋼材等については厚さ6mm以下とする。
	ガ ラ ス 類	
	陶 磁 器 類	
	複 合 品 類	
危 険 ご み	石油ストーブ類	点火装置、燃料等を抜いたもの